



鹿児島県護憲平和 フォーラム情報

NO—141 2022.11.1

発行：鹿児島県護憲平和フォーラム E mail:kenheiwa@bronze.ocn.ne.jp

連絡先：鹿児島市鴨池新町 5-7 TEL 099-252-8585 FAX099-258-4560

喉から手が出るほど欲しい餉

副代表 満永 正幸

自治体財政は、社会保障費の増大や少子高齢化・人口減少などにより極めて厳しい状況となっている。鹿児島県の市町村全体の財政状況を見ると、歳入に占める自主財源（地方税や使用料など）の割合は、平均で 32%であり、残りの 68%は依存財源となっている。財政力指数をみても、鹿児島市は 0.71 と高い状況にあるが、その他の市で 0.40、町村にあっては 0.19 と極端に低くなっている。こうした自主財源が乏しい自治体は、国や県からの餉（地方交付税や交付金など）に頼らざるを得ない状況である。この餉（交付税）が交付されていないのは、都道府県では東京都のみであり、市町村においては 72 団体（全市町村（1,718）の 4.2%）となっており、全国のほとんどの自治体が交付税で自治体財政を賄っている状況である。この餉の中で特に額が大きいのが地方交付税であるが、その目的は、「地方団体が等しくその行うべき事務を遂行できるように地方財源の均衡化を図り、かつ、地方財源の保障を行う」とされていて、どこに住んでいても等しく行政サービスを受受けるために必要なお金と解している。次に大きい餉が国庫支出金である。この国庫支出金は、自治体が行う特定の事業に対し交付されるものであるが、餉と鞭を使い分けられる性質を持っている。直近では、馬毛島の再編交付金が話題となっているが、この交付金は今年の 4 月に算出基準の見直

しが行われ、「馬毛島のための改正」とも呼ばれている。この再編交付金をちらつかせ、お小遣いの少ない自治体は「喉から手が出るほど欲しい餉」となる。西之表市が馬毛島の市有地を売却したのは、地元経済界からの圧力とこの交付金であると思は推測する。鹿屋市にある海上自衛隊鹿屋航空基地に米空軍無人偵察機MQ 9の一時展開を受け入れたのも地元経済振興寄与とこの交付金であると思う。鹿屋市の幹部の方とこのことについて話をしたが、「正直、受け入れないほうが良いと思っている。しかしながら、ホテル業や飲食業の方々のことを考えると反対は難しい」と嘆いていた。川内原発 1・2 号機運転延長の課題についても、原子力規制委員会の判断もあるが、最後は地元経済と交付金が判断基準になると思う。更には今年 7 月、政府はマイナンバーカードの交付率を地方交付税の額に反映させる方針を打ち出している。もはや、地方交付税や国庫支出金は、「お金に困っている子ども（県・市町村）は親（国）の言うことを聞かなければお小遣いは増えないよ」という性質になっている。こんなことが許されていていいのか。地方分権というのは名ばかりで国によるコントロールはまだまだ続く。国民が目覚めない以上は。



環境影響評価準備書に県民の声反映を！

10月7日自衛隊馬毛島基地（仮称）の整備計画に係る環境影響評価準備書に対する県知事の意見書提出を前に、「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会」は県知事に申入れを行いました。



この行動前段に「鹿児島に米軍はいらない県民の会」は県庁前において集会を緊急に行い、馬毛島軍事基建設反対の声を上げました。

○下馬場学共同代表「一旦基地ができると半永久的に騒音などにおびえなくてはならない。ダメなものはダメ。いのちを育む種子島を守らなくてはならない。」



○山内光典「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会代表「馬毛島は種子島と約 10 キロしか離れていない。防衛相は種子島 3 市町に交付金を設定した。馬毛島は明らかに森林法に違反して開発されてきた。環境影響評価アセスメントの不備もある。知事に意見書を申入れる」



◇塩田知事は、10月14日39項目の意見書を防衛省に提出し、深夜訓練の回避要望は出しましたが、計画の賛否には触れませんでした。



川内原発 20 年延長に関わる申し入れ

「川内原発 20 年延長を止める会」は 10 月 20 日、県知事と九電へ「申し入れ」を行った。

県知事・塩田康一への「申し入れ」は『川内原発 1,2 号機の 20 年延長申請に抗議するよう求める申し入れ』をした。一つは「川内原発 1,2 号機の 20 年延長申請に抗議するよう求めます」、二つめは『原発 40 年ルール』をこれからも守るよう国に働きかけること」とする内容でした。

「止める会」からは江田忠雄・共同代表、野呂事務局長など参加し、県からは「原子力安全対策課・課長補佐と総合政策課地域政策課・技術補佐」2 名が対応。止める会からの申し入れ・発言に対しての回答はすべて『上にしっかり伝えます』ということのみで何ら回答するものはなかった。私たちは知事へは「エールの申し入れなのだ！ 抗議ではないよ」と話したが「無言」を通された。

その後、九電鹿児島支店へは『川内原発 1,2 号機の 20 年延長申請の撤回を求める申し入れ』を行った。

ここで九電は、私たちの「申し入れ」を支店の部屋に通すこともなく会館の玄関口で受け取るという対応。啞然とするしかなかった(コロナ対策の一環だとか)。

江田代表は「申し入れ」文書を読み上げて手渡したが、九電側からは「しっかり受け止め、本店へ伝えます」ということだったが・・・。

それぞれの対応、部署で当事者能力のないこと、自らの責任逃れの対応になっていることを痛感した。

【申し入れの様子】



県庁での申し入れ
左が江田共同代表、右が京田課長補佐、
その隣は大庭技術補佐



九電への申し入れ

新田原基地爆音訴訟団「宮崎県平和委員会」との意見交換・報告書

馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会 迫川浩英

新田原基地視察 基地も被害も拡大する

馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会（以降、連絡会という）は、馬毛島で年間 100 日も発着艦訓練が予定されている F 35 B の配備先であり、戦闘機の夜間訓練が実施されている宮崎県の新田原基地の視察を、10 月 17～18 日で行って来ました。参加者は連絡会から 8 人、県フォーラムの磨島事務局長を含め 9 人で参加しました。「宮崎県平和委員会」との意見交換は、現地から 9 人が参加し、自己紹介のあと「西都・児湯平和委員会」佐川嘉正事務局長から「新田原基地の米軍基地化の動き」についての報告を受け、意見交換に入りました。

基地の拡張と住民被害の拡大

新田原基地には日本で唯一の飛行教育航空隊と、航空自衛隊 F 15 戦闘機を使った対領空侵犯措置任務に 24 時間体制で臨む第 305 飛行隊が駐屯しています。歴史をたどると、宮崎県のほぼ中央に位置する新富町の新田原台地に、1940 年大刀洗陸軍飛行学校新田原分教場として開設し、1957 年に操縦学校分校となり、1960 年に基地拡張が行われ、61 年松島基地からの第 5 航空団移動に伴う F 86 F の配備で騒音が酷くなり、さらに、1964 年 2700m の滑走路延長が完成し、F 104 j が 28 機配備されたことで騒音は爆音になり、毎年のように飛行機の墜落事故などが起きたとのこと。

日米共同訓練の開始

1980 年に日米地位協定第 2 条第 4 項（b）の適用施設・区域（一次共同使用）として、179.28ha が在日米軍に新規提供されたことで、日米合同軍事演習は始まり、同年 2 月に第 1 回目の演習が実施され反対運動が起こり、町長のリコール運動に発展しましたが不成立となりました。この当時闘った青年が今、爆音訴訟団の団長をしていると聞きました。その後も軍事演習は毎年のように実施され、2000 年には 14 回目を数え、2007 年 4 月、米軍再編に係る新田原基地への演習移転等に関する協定書が、基地周辺 2 市 3 町と福岡防衛施設局の間で締結され、同年から再編合同軍事演習が実施されています。2010～11 年に、新田原基地整備で滑走路のかさ上げや 200 人の米軍が宿泊できる隊舎が建設され、2016 年 8 月、茨城県の百里基地から第 305 飛行隊が移駐され、出撃基地へと変貌しました。2015 年 9 月の「安保法制・戦争法」成立後は、事前通告なしの合同軍事演習が実施されてきました。

新田原基地の米軍基地化

2018 年 10 月に、福岡の築城基地と新田原基地に、米軍の武器弾薬庫や戦闘機の駐機場などを整備することが、日米合同委員会で合意され「緊急時」に戦闘機 1 2 機、輸送機 1 機、米兵約 200 人の受入れが想定されています。

目的は普天間基地の「能力代替」とのことですが、普天間にはない弾薬庫が増築され米軍が使用するなど、実は沖縄の負担軽減を口実とした日本全土の米軍基地化であると強調しました。また、新富町の吉田議員からは「緊急時」とはどういう状況か、弾薬庫には何が保管されるのかを議会で質問しても「何もわからない」との答弁で、一度作られた基地は機能も規模も拡大し、米軍も使う戦争のための基地となるということを改めて認識させられた意見交換会でした。終了後は、夜間訓練を視察する予定でしたが天候不良で延期し、弾薬庫や米軍宿舎などを案内してもらい、翌朝の訓練を見ることにして終了しました。

2 日目は 7 時 10 分に新田原基地へ、天候は回復し、戦闘機は格納庫前に出ているものの一向に飛び立つ気配はなく、時間切れで爆音訴訟原告団が待つ会場へ移動し、意見交換を再開しました。まず、新田原基地爆音訴訟団の弁護団、西田隆二さんから訴訟概要の説明がされ、原告団の結成は 2017 年 11 月で、第 1 陣の提訴は同年 12 月に原告 60 世帯 122 人、第 2 陣の提訴が 2018 年 7 月に原告 32 世帯 59 人で、訴訟で求めたのは「自衛隊機の飛行差し止め」と「損害賠償」の 2 点で、飛行差し止めは夜間の午後 5 時～午前 8 時の飛行差し止め、昼間の W 値（航空機騒音評価指標・うるさ指数）75 以上での飛行差し止め。損害賠償は 1 人当たり 1 ヶ月 3 万 5 千円＋弁護士費用の一部を過去 3 年分と将来分を求めています。2021 年 6 月には 1 審判決が出ましたが、原告団、国側とも控訴し、裁判は現在も続いています。「全部の裁判で意見陳述をしてきたのは新田原だけ」と話していました。

「なんで危ないものが飛ぶの」孫の質問で原告団加入を決意

新田原基地は畑が取り囲み、住宅街もすぐ近くに広がっていました。意見交換の最中にも爆音が聞こえ、会場からも斜め上空を飛ぶ戦闘機が見えました。

原告団の女性は「嫁いできたときは騒音が耐えられなかったがそのうちに慣れてしまっていた。ある時小学生の孫に「あれは何？なんで人がいっぱい住んでいるところを危ないものが飛ぶの」と質問されたことをきっかけに、原告団に加わった」と話し、他の参加者からも「自衛隊機は、昔、学校の上は飛んでなかったが今では飛ぶ」「部屋の防音工事をして昼間は外にいるし、夜間も飛ぶ。耐えられないのに町は理解してくれない」などの報告がありました。また、防衛省が提出した馬毛島基地の騒音予想図について、西田弁護士は「このようにきれいには飛ばない」と指摘されました。

飛行差し止めは認められない

頂いた「原告団新聞」を読むと「差し止め請求」については自衛隊機も米軍機も認められていない。その理由は、自衛隊機は国防の要ということで公共性が重視されてきていること。米軍機について、日本政府は米軍に対して指揮命令する権限がないから、日本を相手にした訴訟は法律上認められないという理屈です。賠償請求に関しては、告示コンター内に居住している方については認められ、賠償額も増額されつつあるが、その範囲外が認められない。また、本当の願いである「せめて静かな夜を返してほしい。静かな環境で暮らしたい」という差し止め訴訟は、司法の壁が厚いのが現状。

環境基準日本はW値 75、欧州W値は 53

しかし、日本の環境基準は、告示コンター(=等高線の事)のW値 75 としており、欧州、WHOのガイドラインは、夜間騒音がW値 53、昼間でもW値 58 であることと米軍に指揮命令する権限がないのは日本だけであることなどが、問題解決につながる可能性としてでてきていることなどが書かれていました。

W値 60 の予想コンターは種子島に大きくかかっています。基地を造らせないことの重要性を再認識した意見交換でした。



意見交換会后

大隅ブロック平和運動センター活動報告

大隅ブロック事務局長 道下 勝

ブロック内における現在の課題は、米軍の活発な動きです。

2015 年、日本政府は米軍再編最終報告に基づき KC130 空中給油機の訓練及び運用の為、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開することを明らかにし、防衛省は鹿屋市長に対し鹿屋基地における訓練概要を説明した。

その内容は「日中及び夜間に海上自衛隊 P3C と同じ場周経路を飛行し、タッチアンドゴーや滑走路上の特定の位置に停止する訓練と日中及び夜間に、地上に駐機した KC130 から米軍の CH53 等のヘリコプターや MV22 オスプレイに給油する訓練、更に KC130 のハッチを開けた状態のまま地上を走行しながら貨物を下ろす訓練などの概要であった。

これらの動きに対し、現在の自衛隊機の離発着回数が年間 37,000 回、加えて KC130 などで 2,700 回が増え、約 4 万回の騒音をまき散らし墜落事故の危険性はさらに高まるとして、「鹿屋に米軍はいらない大隅住民の会」を中心に鹿屋市長への受け入れ反対申し入れ、「鹿児島に米軍はいらない県民鹿屋集会」等の反対運動を展開してきました。

ところが今度は「米軍 MQ9 無人機」配備の説明が突然鹿屋市に示された。

2022 年 1 月 27 日九州防衛局は鹿屋市に来庁し「日米同盟の抑止力・対処力の強化を図るため同盟の警戒監視能力を向上させたい、その一環として警戒監視用の米軍の MQ9 の展開先を日米で検討しており、海上自衛隊鹿屋航空基地への展開の可能性も視野に、検討に必要な調査を行いたい」とし、「今回はあくまで調査を行いたいとの意向を説明に来たものであり、現段階において鹿屋航空基地への展開が決まってものではない。調査の際には、防衛省の職員と共に米軍関係者が鹿屋航空基地を訪れることを検討している。との事だった。

検討しているとの話は真っ赤な嘘で、すでに訓練実施は鹿屋航空基地に決まっていたとしか言いようのないスピードで、2 月からは着々と準備が進められ 7 月以降資材の運搬が

米軍輸送機で行われる一方、米軍隊員の宿泊用のホテル確保が早々に行われ、10月23日には米空軍無人偵察機の運用部隊の発足式が鹿屋基地内で行われた。

また部隊名は「319遠征偵察中隊」とのことで、1年間8機が駐留し最大200人が市内のホテルに滞在しながら公務外の行動制限はないのである。しかも今月中には訓練開始である。

この間数回説明会はあったが、その会場でいくら不安や不満を質問しても何ら納得できる回答はなかったのである。

以上のように空中給油機、オスプレイ訓練そして偵察無人機配備等「鹿屋基地は米軍の駐留可能な基地として既成事実が積み重ねられてきている。

資本主義国があくなき利潤を求め続けていくために、また中国敵視政策を日本が続けるために私たちの平和な街や空が米軍に支配されることは許さない。

鹿屋米軍無人機部隊配備反対! 10.29 県民鹿屋集会!!

主催:鹿児島に米軍はいらない県民の会

集会は10月29日(土)午後、海上自衛隊鹿屋基地・正門前で行われ、県内各地そして中央平和フォーラム、九州ブロック平和フォーラム代表なども参加された。

主催者あいさつで下馬場学(「鹿児島に米軍はいらない県民の会」代表)は、今年1月25日新聞報道で「鹿屋基地への無人機配備」が伝えられた。決まったのは昨年12月の「2プラス2」で決まっていたことを、今年1月23日鹿屋市長選挙結果をみて発表するという、ここでも市民を置き去りにした政府・防衛省の対応である。

中国脅威論・台湾有事が言われる中で一番狙われるのは基地のあるところだ。鹿屋基地や奄美が真っ先に標的にされる。日米地位協定で学んだことは、米軍は信用できないということだ。防衛省が米側に抗議しても彼らは守らない。そんな中で鹿屋市民の生命・健康が守れるのか大いに危惧するところだ。もう1点は「1年間の運用」というが、識者の話では「1年間米軍による自衛隊の教育訓練でその後は自衛隊自身が運用する」ことになると語っている。

つい先日トマホークの購入も報道された。明らかに憲法の禁止している専守防衛からの逸脱であり、敵基地攻撃の姿になろうとしている。私たちの気持ちを政府、米軍へ訴え続けよう!



鹿屋基地内の無人機



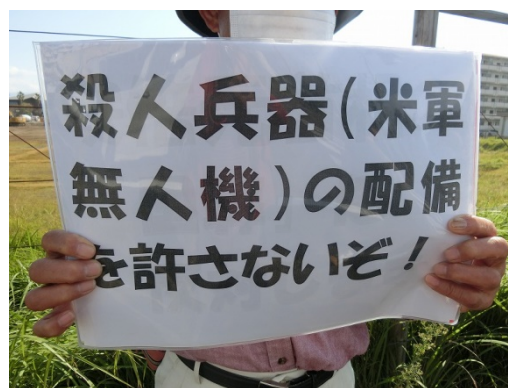
次に川路孝(社民党県連合代表)は、配備される無人機は単なる偵察機ではなく、攻撃用無人機なのです。この無人機はアメリカ軍がアフガニスタンで利用したものだ。9月14日読売新聞は、「2023年から攻撃用兵器の配備を準備」「2025年までには数百機の配備までする」と伝えている。「その配備先の最適地が鹿屋基地」だと報道されていることが報告された。

田中直樹(「フォーラム平和・人権・環境」事務局長)は、「アメリカと中国の覇権争いのはざま、とりわけ中国に近い沖縄がそして九州各地・とりわけ奄美や馬毛島新基地造り、そうした中に鹿屋基地も組み込まれている。政府は防衛力の強化、即ち軍備増強が戦争の抑止力になるというがそれは全く違う。

日本の憲法は戦争を武力による解決策としては否定しています。日中戦争・太平洋戦争からの深い反省と国際緊張が絶えない中で平和主義・専守防衛こそが有効であるとしてきました。政府はこの反省を根底から崩そうとしています。「平和ボケ」という人がいるが、77年間この平和主義を守ってきたからこそ平和であり続けた。それを忘れた人こそ平和ボケと言いたい。

私たちは全国基地ネットを通して連帯した取り組みをつくり、中国・台湾・北朝鮮・韓国そして日本を含めた東アジアでの緊張緩和の対話を強めていきます。

松尾純一(「福岡平和フォーラム」事務局長)は、福岡では築城基地が米軍が使い勝手良いように滑走路延長の工事がされ、長崎では水陸起動団の人数を増やすと、佐賀では地元の強い反対にも関わらずオスプレイの配備を強行しようとしている。ここにも「日米地位協定」の問題があり「見直し」の闘いを九州ブロック一体となって進めてい



きます(大分・長崎からの参加もあり)。



地元から眞島幸則さんが「無人機配備は1年限りとは思えない。南西諸島軍事基地強化の足掛かりをつくるための配備だ」「中西(鹿屋)市長は事件・事故があつてはならない」というがすべては蚊帳の外に追いやられている。米軍人は無法状態で街中を行動しているというのが実態だ。

大石正博さん(熊毛ブロック平和フォーラム代表)、いま種子島は「安納芋の収穫、そのあとにブロッコリーを植える。海ではキビナゴ漁で忙しい」・・・さて馬毛島基地は「自衛隊基地」とはなっているが実質は米軍の FCLP 基地である。地元でも、先の塩田県知事の環境影響評価準備書への意見でも騒音問題がある。また、一周道路や葉山港浚渫工事は基地関連の工事とは切り離し、環境問題をスルーしようとしている。一方、八板(西之表)市長は「市有地や学校跡地は売却しない」としていたの

に、九月議会で方針を撤回し、売却するとの方針が採択されました。それに対して監査請求もしましたが否決されました。

市民・団体連絡会議はこれからも基地建設反対の強い意志で運動を継続していくこととしています。

集会は最後に「米軍無人機部隊 配備反対」「鹿屋に米軍は いらな〜い」「基地の米軍使用 反対」「米軍は 帰れ」「US アーミー ゴーホーム」のシュプレヒコールで散会となりました。参加者は 150 人との報告でした。



11 月のとりくみ

11 月 3 日 (木) 日本国憲法施行 75 周年 かがしま九条の会講演会

九条改憲阻止に向けて

〜いま改めて九条の存在意義を考える〜

12 時 30 分 開場 13 時 00 分開演

自治会館 401 号 オンライン併用

講師：仲山 忠克さん (弁護士)

参加費：500 円 (資料代として)

*オンラインでの参加希望の方は、下記に氏名と連絡先を送ってください。

k-9jo@kagoshima-min.jp

11 月 5 日 (土) 日米合同軍事訓練 (徳之島) 反対! スタンディング行動

11 時 00 分~11 時 40 分 天文館センテラス前歩道

主催：鹿児島に米軍はいらない県民の会

11 月 12 日 (土) ~14 日 (月)

第 59 回護憲大会・愛媛松山大会